

曳家移転料算定要領(抄)(新旧対照表)

(下線の部分は改正部分)

改 正	現 行				
<p>(建物の区分)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 木造建物〔I〕に区分される軸組工法により建築されている建物の算定については、第2章に定めるところによる。ただし、対象となる建物の構造、形状、材種等から判断して、この要領を適用することが妥当でないと認められるときは、<u>木造建物〔I〕に区分される軸組工法により建築されている建物以外の建物</u>として扱うものとする。</p> <p>3 木造建物〔I〕に区分される軸組工法により建築されている建物以外の算定については、原則として、専門メーカー等の見積を徴することにより行うものとする。</p> <p>(数量計算)</p> <p>第5条 数量の算出は、この要領に定めるもののほか、建物算定要領別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕(以下「木造建物要領〔軸組工法]』という。)の別添2木造建物数量積算基準(以下「数量積算基準」という。)によるものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(直接工事費)</p> <p>第6条 直接工事費は、次の各号により算定するものとする。</p> <p>一 曳家工事費 曳家工事費は、次に定めるところにより算出する各工事費の合計額とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 基礎工事費は、<u>木造建物要領〔軸組工法]第28条</u>により算出する。ただし、数量積算基準第4第1項第一号による布基礎長は、次表の基礎切欠補正率を乗じた値とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">基礎切欠補正率</td> <td style="text-align: center;">1.10</td> </tr> </table> <p>なお、基礎が重複するときは、重複部分を人力施工にて算出することとし、基礎数量(布基礎長及び束石数量)は次の方法により算出する。 重複部分の基礎数量 = 基礎総数量 × 重複部分の面積 / 1階床面積 重複部分以外の基礎数量 = 基礎総数量 - 重複部分の基礎数量</p> <p>ウ (略)</p> <p>二 補修工事費 補修工事費は、次に定めるところにより算出する各工事費の合計額とする。</p> <p>ア 仮設工事費は、<u>木造建物要領〔軸組工法]第27条</u>により算出する。</p> <p>イ 部位別補修工事費は、次の式により算出する。 工事費 = (外壁工事費 + 内壁工事費 + 床工事費) × 補修费率</p> <p>(ア) 外壁工事費は、<u>木造建物要領〔軸組工法]第31条</u>により算出する。 (イ) 内壁工事費は、<u>木造建物要領〔軸組工法]第32条</u>により算出する。</p>	基礎切欠補正率	1.10	<p>(建物の区分)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 木造建物〔I〕の算定については、第2章に定めるところによる。ただし、対象となる建物の構造、形状、材種等から判断して、この要領を適用することが妥当でないと認められるときは、<u>木造建物〔I〕以外の建物</u>として扱うものとする。</p> <p>3 木造建物〔I〕以外の算定については、原則として、専門メーカー等の見積を徴することにより行うものとする。</p> <p>(数量計算)</p> <p>第5条 数量の算出は、この要領に定めるもののほか、建物算定要領別添一木造建物調査積算要領(以下「木造建物要領」という。)の別添2木造建物数量積算基準(以下「数量積算基準」という。)によるものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(直接工事費)</p> <p>第6条 直接工事費は、次の各号により算定するものとする。</p> <p>一 曳家工事費 曳家工事費は、次に定めるところにより算出する各工事費の合計額とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 基礎工事費は、<u>木造建物要領第28条</u>により算出する。ただし、数量積算基準第4第1項第一号による布基礎長は、次表の基礎切欠補正率を乗じた値とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">基礎切欠補正率</td> <td style="text-align: center;">1.10</td> </tr> </table> <p>なお、基礎が重複するときは、重複部分を人力施工にて算出することとし、基礎数量(布基礎長及び束石数量)は次の方法により算出する。 重複部分の基礎数量 = 基礎総数量 × 重複部分の面積 / 1階床面積 重複部分以外の基礎数量 = 基礎総数量 - 重複部分の基礎数量</p> <p>ウ (略)</p> <p>二 補修工事費 補修工事費は、次に定めるところにより算出する各工事費の合計額とする。</p> <p>ア 仮設工事費は、<u>木造建物要領第27条</u>により算出する。</p> <p>イ 部位別補修工事費は、次の式により算出する。 工事費 = (外壁工事費 + 内壁工事費 + 床工事費) × 補修费率</p> <p>(ア) 外壁工事費は、<u>木造建物要領第31条</u>により算出する。 (イ) 内壁工事費は、<u>木造建物要領第32条</u>により算出する。</p>	基礎切欠補正率	1.10
基礎切欠補正率	1.10				
基礎切欠補正率	1.10				

(ウ) 床工事費は、木造建物要領〔軸組工法〕第33条各号により算出する。ただし、数量積算基準第9による施工面積及び数量（帖数）は、1階床のうち木材による床組が施工されている部分の仕上材種ごと及び量の材種ごとに算出した値とする。

(エ) (略)

ウ 床工事費は、木造建物要領〔軸組工法〕第33条第一号により算出する。ただし、数量積算基準第9による施工面積は、1階床のうち木材による床組が施工されていない部分の仕上材種ごとに算出した値とする。

エ 建築設備工事費は、木造建物要領〔軸組工法〕第40条により算出する。この場合において、必要な項目を抽出し、原則として、次表の算出対象を基に算出する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

(略)

オ 建物附随工作物工事費は、必要な項目を抽出し、木造建物要領〔軸組工法〕第41条により算出する。

(共通仮設費)

第7条 共通仮設費は、木造建物要領〔軸組工法〕第22条第2項第一号の内容とし、数量積算基準第14に定める共通仮設費率に基づき、次の式により算定するものとする。

$$\text{共通仮設費} = \text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率}$$

(諸経費)

第8条 諸経費は、木造建物要領〔軸組工法〕第22条第2項第二号及び第三号の内容とし、数量積算基準第15に定める諸経費率表に基づき、次の式により算定するものとする。

$$\text{諸経費} = (\text{純工事費} + \text{廃材運搬費}) \times \text{諸経費率}$$

2 (略)

(ウ) 床工事費は、木造建物要領第33条各号により算出する。ただし、数量積算基準第9による施工面積及び数量（帖数）は、1階床のうち木材による床組が施工されている部分の仕上材種ごと及び量の材種ごとに算出した値とする。

(エ) (略)

ウ 床工事費は、木造建物要領第33条第一号により算出する。ただし、数量積算基準第9による施工面積は、1階床のうち木材による床組が施工されていない部分の仕上材種ごとに算出した値とする。

エ 建築設備工事費は、木造建物要領第40条により算出する。この場合において、必要な項目を抽出し、原則として、次表の算出対象を基に算出する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

(略)

オ 建物附随工作物工事費は、必要な項目を抽出し、木造建物要領第41条により算出する。

(共通仮設費)

第7条 共通仮設費は、木造建物要領第22条第2項第一号の内容とし、数量積算基準第14に定める共通仮設費率に基づき、次の式により算定するものとする。

$$\text{共通仮設費} = \text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率}$$

(諸経費)

第8条 諸経費は、木造建物要領第22条第2項第二号及び第三号の内容とし、数量積算基準第15に定める諸経費率表に基づき、次の式により算定するものとする。

$$\text{諸経費} = (\text{純工事費} + \text{廃材運搬費}) \times \text{諸経費率}$$

2 (略)